

山梨県公報

第二千四百三十三号

平成二十六年

七月十七日

木曜日

目次

- 道路の区域変更(四件)……………四二五
- 道路の供用開始……………四二六
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………四二六

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………四二七
- 一般競争入札について(三件)……………四二八
- 平成二十六年製菓衛生師試験の実施……………四三二
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)……………四三三
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四三五

教育委員会

- 山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則……………四三六
- 山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………四三六

公安委員会

- 一般競争入札について……………四三六

告示

山梨県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号

三 道路の区域

区	間		延長 (メートル)
	旧別	新別	
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	一〇・四	一一・一	四・八
	一三・九	一三・九	

山梨県告示第二百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あさる野線
- 三 道路の区域

区	間		延長 (メートル)
	旧別	新別	
上野原市上野原字山風呂原五三二四番の二地先 上野原市上野原字山風呂原五三二四番の二地先	一〇・四	一一・一	九・四
	一〇・五	一二・七	

山梨県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
甲州市大和町大字木賊字棚沢六三九番の二地先から 甲州市大和町大字木賊字棚沢七〇五番の二地先まで	一〇・五 二六・六	二五・〇 三五・〇	四七・六

山梨県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
甲州市大和町大字木賊字棚沢七〇五番の二地先から 甲州市大和町大字木賊字棚沢七〇五番の二〇地先まで	一〇・八 二二・六	二四・五	八九・五

二八・八

山梨県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	塩山勝沼沿線	甲州市塩山上於曾字四反田一四五番の八地先から 甲州市塩山上於曾字中沢官有無番地先まで	二七九・〇	平成二十六年七月十七日

山梨県告示第二百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（本所）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	標柱番号				次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から二十号までを順次結んだ線、及び一号と二十号の標柱を結んだ線に囲まれた区域並びに三十一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域
	郡	市	町	村	
瀬戸日影	一	南巨摩	身延町	瀬戸	寺中
	二	同	同	同	同
	三	同	同	同	上ノ屋敷
					一三五番一 一三五番二 一三八番一

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県合同庁舎等の電気

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給期間 平成二十六年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

4 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部管財課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし

ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料・電力)のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第八号に規定する特定規模電気事業者であること。

5 調達をする物品等の供給実績及び環境への配慮に関する事項について、入札説明書及び仕様書に定めるところにより知事が適当と認めた者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年七月十七日(木)から同月二十八日(月)まで(山梨県の休日(以下「県」の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十六年七月二十八日(月)までの日(県の休日(以下「県」の休日)を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年八月二十五日(月)午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館三階三〇三会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十六年八月二十二日(金)午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 8 その他
 - (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (二) 詳細は、入札説明書による。

- (三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五―二三―二三九一）
- ※ Summary
 - 1 Nature and quantity of the services to be procured:
Supply of electricity for General Government buildings of Yamamashi Prefectural Government
 - 2 Date and time for tender:
10:00AM August 25, 2014
 - 3 Bureau in charge:
Property Management Division, General Affairs Department, Yamamashi Prefectural Government
1-6-1 Marunouchi Kofu Yamamashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1391
- 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月十七日 山梨県工業技術センター所長 石 原 光 広

 - 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 金属粉末造型装置（金属3Dプリンタ）
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 平成二十七年一月一日から平成二十九年三月三十一日
 - 4 納入場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
 - 二 事務を担当する所属 山梨県工業技術センター
 - 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
 - (四) 營業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上營業を営んでいない者
- 2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - 3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができるところを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。
 - 4 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 平成二十六年七月十七日(木)から平成二十六年八月一日(金)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課
- 五 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所等 平成二十六年七月十七日(木)から平成二十六年七月三十一日(木)まで(県の休日を除く。)、一の4に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十六年七月三十一日(木)午後三時三十分から山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室において入札説明会を開催する。
 - 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年七月三十一日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま

- で、一の4に掲げる場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札の参加申請の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十六年八月二十九日(金)午後三時三十分
 - (二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室
 - 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。
 - (三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第六十八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
 - (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
 - (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
 - 6 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
 - 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八十八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 契約書作成の要否 要
 - 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県工業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一一)

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

The Molding Machine with Metal Powder 1 unit

2 Date and time for tender:

3:30PM August 29, 2014

3 Bureau in charge:

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,

2094 Otsu-nachi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL:055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月十七日

山梨県工業技術センター所長 石 原 光 広

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 ワークステーション及び3D CAD・CGソフトウェア

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十六年十月一日から平成二十九年三月三十一日

4 納入場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

二 事務を担当する所属 山梨県工業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年七月十七日(木)から平成二十六年八月一日(金)まで(山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 平成二十六年七月十七日(木)から平成二十六年七月三十一日(木)まで(県の休日を除く。)、一の4に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十六年七月三十一日(木)午後一時三十分から山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室において入札説明会を開催する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年七月三十一日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時ま

で、一の4に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加申請の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年八月二十九日(金) 午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県工業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Work Station and Three Dimension CAD/CG Soft Wear 1 unit

2 Date and time for tender:

1:30PM August 29, 2014

3 Bureau in charge:

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,

2094 Otsu-nachi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

●平成二十六年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第四条第一項の規定により、平成二十六年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十六年十二月二日(火) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

甲府市北口二丁目八番一号 山梨県立図書館

三 試験科目

1 衛生法規

2 公衆衛生学

3 食品科学

4 食品衛生学

5 栄養学

6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中

等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。）であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同日後三年を超えるに至つたもの

5 受験願書の提出方法
住所地为所管する保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。

6 受験願書の受付期間
平成二十六年十月六日（月）から同月十日（金）までの日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

7 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型（縦九センチメートル、横五・五センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
- 5 製菓衛生師試験基準（平成十二年厚生省告示第二百七十号）により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

8 受験手数料
九千四百円（受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

9 合格者の発表
受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

平成二十六年十二月十七日（水）午前十時に山梨県庁防災新館東側及び各保健福祉事務所（保健所）の掲示板上並びに山梨県のホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

所 属	住 所	電 話 番 号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三―一四八九
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	甲府市太田町九番一号	〇五五―三三七―三三八二
山梨県中北保健福祉事務所峡北支所（中北保健所峡北支所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二	〇五五六―二二―八一五一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―二四―九〇三三

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社岡田工建
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市東南湖千三百六十五番地三
 - 3 代表者の氏名 岡田博文
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二―）第八九四八号

- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 MD建築設計室
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目十八番四十七号小山田ビル二〇四
 - 3 代表者の氏名 堀池雅人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八九九八号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年五月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社シンゲン
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行二丁目八番一号
 - 3 代表者の氏名 矢部兵衛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第七八三三三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 総合技建
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町西嶋百十三番地二
 - 3 代表者の氏名 望月嘉郁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三二九号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 秋山住建
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市秋山五百七十一番地
 - 3 代表者の氏名 秋山裕和
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第二九四六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年五月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ダイヤ開発株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田千三百九十七番地二
 - 3 代表者の氏名 高橋信幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八一〇二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ローズビルト
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村平野二千七百五十五番地二
 - 3 代表者の氏名 古谷真規
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八八三四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 土長建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中四百六十六番地
 - 3 代表者の氏名 高村博一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第五一〇四号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年七月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年六月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 渡辺工業
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町山崎九十七番地一エルモードハイック一〇八
 - 3 代表者の氏名 渡辺謙一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七五四号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十六年七月十七日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
甲州市塩山熊野字八反田九五八の一、九五八の五、九五八の六、九六六の一〇及び九六六の一一の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市長 田辺 篤

教育委員会

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年七月十七日

山梨県教育委員会

委員長 杉 原 廣

山梨県立特別支援学校学則及び山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県特別支援学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

山梨県立高等支援学校 桃花台学園	山梨県笛吹市石和町 中川一、四〇〇番地	知的障害	高等部	本科	産業技 術科	三年
---------------------	------------------------	------	-----	----	-----------	----

（山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県特別支援学校通学区域等に関する規則（平成八年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表山梨県立富士見支援学校の項中「山梨県立中央病院」を「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院」に改め、同表同 旭分校の項中「山梨県立北病院」を「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院」に改め、同表に次のように加える。

山梨県立高等支援学校桃 花台学園	県下全域
---------------------	------

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般
県 立 学 校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年七月十七日

山梨県教育委員会

委員長 杉 原 廣

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一40に次のように加える。

41	県立高等支援学校桃花台学園	高支桃
----	---------------	-----

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年七月十七日

山梨県警察本部長 真 家 悟

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 IC 運転免許証申請者用確認端末

(二) 数量 二十組

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県警察本部交通部運転免許課

三 一般競争入札の参加資格

1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成二十六年年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十六年山梨県告示第九十七号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあって

は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者がいない法人であること。

(一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

(四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十六年八月十一日(月)まで(山梨県の休日等を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十六年八月五日(火)までの日

(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年八月二十七日(水) 午前十時

(二) 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県総合交通センター二階 多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇〇―〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当宛に平成二十六年八月二十六日(火) 午後四時までに到着するように送付すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百九十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否 要

5 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三三)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

A Confirmation Terminal for IC Driving License Applicants, 20 Sets

2 Date and time for tender

10:00AM August 27, 2014

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 825 Shimotakasuna Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0202 Japan

TEL 055-285-0533